

令和4年度 指名停止等一覧公表

※新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づき、指名停止等の措置を行った入札参加有資格者は、下表のとおりです。

| 業者名      | 主たる営業所の所在地 | 指名停止期間等                    | 指名停止等の理由                |
|----------|------------|----------------------------|-------------------------|
| 株式会社 銭高組 | 大阪府大阪市西区   | 令和4年7月25日から<br>令和4年9月24日まで | 競売入札妨害又は談合（要綱別表第2、7号該当） |
| 株式会社 浅沼組 | 大阪府大阪市浪速区  | 令和4年10月5日から<br>令和4年12月4日まで | 競売入札妨害又は談合（要綱別表第2、7号該当） |

当該指名停止等の措置について、指名停止等の措置を受けたことに対して不服がある場合は、苦情の申立てを行うことができます。

苦情の申立てを行う場合は、当該指名停止等の業者を公表した日の翌日から起算して5日（新発田市の休日を定める条例（平成元年新発田市条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）以内に、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる件名、不服のある事項、不服の根拠となる事項等について記載の上、行ってください。